

○都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

(昭和 58 年 1 月 28 日規則第 2 号)

改正 昭和 59 年 12 月 22 日規則第 22 号 昭和 61 年 4 月 1 日規則第 22 号
平成 4 年 4 月 1 日規則第 3 号 平成 6 年 12 月 26 日規則第 19 号
平成 7 年 12 月 25 日規則第 14 号 平成 9 年 10 月 1 日規則第 24 号
平成 12 年 4 月 1 日規則第 8 号 平成 16 年 3 月 31 日規則第 30 号
平成 18 年 3 月 28 日規則第 6 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 20 号 平成 26 年 3 月 20 日規則第 7 号
平成 27 年 3 月 23 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都留市重度心身障害者医療費助成条例(昭和 52 年都留市条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重度の知的障害者)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 項第 2 号の規則で定める者は、山梨県療育手帳交付規則(平成 15 年山梨県規則第 29 号)に基づく療育手帳を交付された者のうち、同規則第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者とする。

(条例第 3 条のただし書の規則で定める特別の事情)

第 1 条の 3 条例第 3 条ただし書の規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 対象者が 20 歳未満の重度心身障害者であって、その保護者が本市の区域内に住所を有していること。

(2) その他市長が認める事情

(受給者証の交付申請)

第 2 条 条例第 5 条の規定による申請は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証交付申請書(様式第 1 号)に、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる重度心身障害者の区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める書類を添付して行わなければならない。

障害程度に関するもの	条例第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合	身体障害者手帳の写し
	条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当する場合	療育手帳の写し

	条例第 2 条第 1 項第 3 号に該当する場合	精神障害者保健福祉手帳の写し
	条例第 2 条第 1 項第 4 号に該当する場合(国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)による障害基礎年金を受給している場合に限る。)	障害基礎年金に係る国民年金証書の写し
	その他の場合	次のいずれかの書類 (1) 国民年金認定診断書 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による特別児童扶養手当を受給している場合の当該対象児童にあっては、特別児童扶養手当証書の写し (3) 市長が必要と認める書類
所得状況に関するもの	20 歳未満の者	特別児童扶養手当所得状況届(様式第 8 号)
	20 歳以上の者	障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届(様式第 2 号)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合には、添付すべき書類を省略することができる。

3 第 1 項の申請を行う場合には、医療保険各法による被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(受給者証)

第 3 条 条例第 6 条に規定する受給者証は、様式第 3 号のとおりとする。

(受給者証の再交付)

第 4 条 受給者証を破損し、又は亡失した者は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

(受給者証の有効期間等)

第 5 条 受給者証は、当該受給者証の申請日からそれ以後の最初の更新日の前日までの間有効とする。ただし、条例第 3 条に定める対象者の要件に該当しなくなったときは、当該事由が生じた日までの間有効とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第3条の対象者が他市町村から転入後15日以内に条例第5条の規定による申請をしたときは、住所変更した日を受給者証の始期とする。
- 3 受給者証は、平成16年11月1日に更新し、以後5年ごとに当該年の11月1日に更新するものとする。
- 4 前項の規定による更新を受けようとする者は、当該更新をする年の10月に、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証更新申請書(様式第5号)により申請を行わなければならない。この場合において、添付書類については第2条第1項及び第2項の規定を、提示を必要とする書類については、同条第3項の規定を準用する。
(市長が保険医療機関等からの情報の提供をもって医療費助成金の請求を受けたものとみなした場合における医療費助成金の請求額)

第6条 条例第8条第3項の規定により市長が山梨県内に住所を有する保険医療機関等から医療費助成金の算定に必要な情報の提供を受けたことをもって当該情報の提供に係る対象者に対する療養の給付等に係る医療費助成金の支給に関し同条第1項の請求を受けたものとみなした場合における当該請求に係る医療費助成金の額は、当該情報の提供を行った保険医療機関等が作成した次に掲げる書類に記載された点数その他の数値により算定された当該情報の提供に係る対象者が負担すべき費用の額とする。

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第5条第1項に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書
- (2) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する訪問看護療養費明細書
(医療費助成金の請求及び支給)

第7条 条例第8条第1項本文の規定による医療費助成金の請求は、重度心身障害者医療費助成金請求書(様式第6号)により行うものとする。

- 2 医療費助成金の支給は、毎月1回とし、市長が定める日に行う。
(変更の届出)

第8条 条例第9条の規定による申請事項の変更の届出は、重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届(様式第7号)により行うものとする。

(所得状況の届出)

第9条 受給者証の交付を受けている者又はその保護者は、毎年10月末日までに、前年の所得の状況を市長に届け出なければならない。ただし、特別児童扶養手当の受給に関し、特別児童手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第4条の規定により、毎年、所得の状況を届け出なければならないこととなっている者又は市長が特に認めた者については、この限りではない。

2 前項の規定による届出は、第2条第1項の表所得状況に関するものの項に規定する書類により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(返還の届出)

第10条 条例第10条の規定による返還の届出は、重度心身障害者医療費助成金受給者証返還届(様式第9号)により行なうものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 都留市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和52年都留市規則第21号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の都留市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則に基づいて交付し、又は提出された書類は、この規則による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の相当の規定により交付し、又は提出された書類とみなす。

附 則(昭和59年12月22日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則に基づいて交付し、又は提出された書類は、この規則による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の相当の規定により交付し、又は提出された書類とみなす。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則に基づいて交付し、又は提出された書類は、この規則による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の各相当規定により交付し、又は提出された書類とみなす。

附 則(平成 6 年 12 月 26 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 25 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 10 月 1 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成 9 年 9 月 1 日以降に行われた医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日規則第 6 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日規則第 7 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

重度心身障害者医療費受給資格者証交付申請書

重度心身障害者医療費受給資格者証交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条関係)

障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届

[別紙参照]

様式第 3 号(第 3 条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給資格者証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 4 条関係)

重度心身障害者医療費受給資格者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 5 条関係)

重度心身障害者医療費受給資格者証更新申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

重度心身障害者医療費助成金請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届

[別紙参照]

様式第 8 号(第 4 条関係)

特別児童扶養手当所得状況届

[別紙参照]

様式第 9 号(第 10 条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給者証返還届

[別紙参照]